

| | | | |
|------------|---|---|-----------------------|
| 会議の名称 | 第3回学校運営部会 | | |
| 開催日時 | 令和8年4月14日(火) | 午後 | 6時00分から 午後 7時20分まで |
| 開催場所 | 本庄市役所 6F大会議室 | | |
| 出席者 | 高月 陽子 部会長 飯嶋 郁也 部会員 湊 紗苗 部会員 橋本 猛 部会員 中村 友紀子 部会員 打越 瑞枝 部会員 小暮 清 部会員 | 志村 弘人 副部会長 榊田 絵美 部会員 五十嵐 道雄 部会員 丸橋 千里 部会員 金井 修己 部会員 海澤 弥生 部会員 小暮 祐一 部会員 | |
| | 事務局 教育委員会事務局長 次長兼教育環境整備課長 学校教育課長 教育環境整備課長補佐 教育環境整備課長補佐 教育環境整備課 教育環境整備課 | 橋本 英樹 小島 哲 西田 真吾 市川 宝生 山田 健 松島 佑介 宮原 又三郎 | |
| 欠席者 | 戸塚 真一 部会員 | | |
| 議題 (次第) | 1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 統合準備委員会の協議結果について (2) 校名候補の選定方法について (3) 校名案の募集要項について (4) その他 4 事務連絡 5 閉 会 | | |

様 式

| | |
|---------|--|
| | |
| 配 付 資 料 | 1 席次表 2 次第 3 【資料1】第3回学校運営部会資料 4 【別紙1】応募用紙 5 【別紙2】電子申請システム画面 6 【別紙3】統合準備委員会だより案1 7 【別紙3】統合準備委員会だより案2 8 【別紙4】ポスター案1 9 【別紙4】ポスター案2 10 【別紙5】応募用紙等 |
| その他特記事項 | |
| 主 管 課 | 教育環境整備課 |

会 議 録

| 会 議 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発言内容・決定事項等 |
| 事務局（山田） | <p>本日はお忙しい中、「第3回 学校運営部会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、教育委員会教育環境整備課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、報告と配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱第7条に基づき、本会議は公開いたします。同要綱第8条の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表しております。</p> <p>同要綱第9条の規定により、傍聴人について本日希望者はありませんでした。また、会議録等の作成のため、事務局にて本会議の開催風景の撮影及び録音をさせていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>次に、事務局の組織変更についてご報告いたします。</p> <p>令和8年度より事務局が教育委員会事務局教育環境整備課に変更となりました。また、組織の変更に伴い、市職員の人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。</p> |
| | （事務局 自己紹介） |
| 事務局（山田） | <p>欠席のご報告になりますが、戸塚部会員より本日欠席というご報告を受けております。また、小暮祐一部会員につきましては少し遅れると連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。</p> <p>つづきまして、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に郵送にて送付させていただいております。</p> <p>1点目としまして「本会議の席次表」</p> <p>2点目としまして「次第」</p> <p>3点目としまして「【資料1】第3回学校運営部会資料」</p> <p>4点目としまして「【別紙1】応募用紙」</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>5 点目としまして「【別紙 2】電子申請システム画面」</p> <p>6 点目としまして「【別紙 3】統合準備委員会だより案 1」</p> <p>7 点目としまして「【別紙 3】統合準備委員会だより案 2」</p> <p>8 点目としまして「【別紙 4】ポスター案 1」</p> <p>9 点目としまして「【別紙 4】ポスター案 2」</p> <p>また、本日追加の資料としまして、机の上に「【別紙 5】応募用紙等」を 2 枚配布しております。</p> <p>以上、本日の会議資料は計 10 点でございます。</p> <p>不足の資料はございませんでしょうか。</p> <p>ご確認ありがとうございます。</p> <p>報告や資料の確認につきましては、以上でございます。</p> <p>それでは、これより会議を開催させていただきます。</p> <p>次第の 2 番、学校運営部会の部会長である高月部会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。高月部会長お願いいたします。</p> |
| <p>高月部会長</p> | <p>皆さま改めましてこんばんは。本年度も学校運営部会長を務めさせていただきます、高月です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今年度内に校名を選定していくというので、本格的な動きになってまいりました。</p> <p>皆さまと共に子どもたちのための新しい学校づくりを、お気持ちを一つにうまくまとめ上げていければと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>事務局（山田）</p> | <p>高月部会長ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、次第の 3 番、「議題」に移らせていただきます。議題の進行につきましては、要綱第 6 条第 2 項の規定により、部会長が議長となつて行うこととなっております。これからの議題の進行につきましては、高月部会長にお願いしたいと思います。高月部会長、よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>部会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、進行を務めさせていただきます。会議のスムーズな運営に、ご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速、議題に入らせていただきます。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>はじめに、議題（１）「統合準備委員会の協議結果について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（松島） | <p>議題（１）統合準備委員会の協議結果について、資料１の１ページをご覧ください。</p> <p>第２回統合準備委員会を令和８年２月１７日火曜日に開催し、学校運営部会からの報告内容として、学校名を公募することと、前回の会議で皆さまに協議していただいた募集要項の内容についてお伝えしました。</p> <p>統合準備委員会で協議した結果、１点修正がありましたのでご報告します。</p> <p>応募条件について、応募用紙に氏名、校名案、理由を記載としておりましたところ、住所を追加することとなりました。</p> <p>これは、公募の範囲について、市内外問わずとしておりますが、本庄市の小学校の名前を決めるのは本庄市の住民や本庄市にゆかりのある方が良いとのご意見があり、卒業生の転出者等を考慮すると、広く市内外から募集することが適当ではありますが、氏名に加え住所を明記し、校名案の理由・願い、思いや３小学校とのゆかりなどを記入して応募してもらうことといたしました。</p> <p>次に、事務局よりご報告になります。</p> <p>個人情報の取り扱いについて、前回の会議の際に、応募に関する個人情報についてお話がありました。</p> <p>市の個人情報所管課である行政管理課に確認しましたところ、氏名だけでも個人情報にあたるため、厳重な管理を行うよう助言がございましたので、応募箱につきましては、箱に南京錠をかけて取り出せないようにし、ワイヤーで持ち出せないよう管理を行うこととしました。</p> <p>議題（１）の説明は以上となります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは、応募用紙に住所を追加して進めたいと思います。</p> <p>つづきまして、議題（２）「校名候補の選定方法について」、事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>事務局（松島）</p> | <p>議題（２）校名候補の選定方法についてご説明します。資料１の２ページをご覧ください。</p> <p>前回の会議の際に、公募を実施後、校名案の絞り込みを行う中で、地域投票をしてはどうかとご意見がありました。</p> <p>本日の会議では、校名案の選定方法について、案①として学校運営部会及び統合準備委員会で選定していく方法と、案②として学校運営部会及び統合準備委員会で選定する中で、地域投票を実施する方法のどちらで進めるか、皆さまに協議していただきたいと思ひます。</p> <p>２ページの表をご覧ください。</p> <p>こちらは案①および案②の工程について事務局で検討したものになります。</p> <p>６月から７月の２か月間で公募を実施し、８月に事務局で集計を行い、９月に学校運営部会で集計の結果を伝え、選定作業を始めるまではどちらも同じとなります。</p> <p>案①では、その後１１月に学校運営部会で再度選定を行い、１２月に統合準備委員会で選定を行い、３月の教育委員会定例会で学校名が決定する流れとなります。</p> <p>案②では、９月と１０月に学校運営部会で選定を行いながら、地域投票の要項作成を行い、１２月に１か月間の地域投票を行います。</p> <p>翌年１月に事務局で集計を行い、学校運営部会で地域投票の結果を含めて選定を行っていただきます。２月に統合準備委員会で選定を行い、３月の教育委員会定例会で学校名が決定する流れとなります。</p> <p>また、案②では、地域投票を実施することにより、周知の期間や投票期間、集計期間を確保するためにスケジュールが切迫することになります。会議の予備日を確保することは難しくなりますので、選定作業が長引いた場合に、今年度の校名決定に間に合わなくなることが懸念されます。</p> <p>つづきまして、３ページをご覧ください。</p> <p>選定作業について、事務局案をご説明します。</p> <p>選定作業①、公募の集計後、まず学校運営部会の皆さまに行っていただきますのが、集計された校名案の中から部会員の皆さまが個人として良いと思う校名案を３つずつ選定していただきます。部会員が１５名になりますので、重複の可能性はありますが、最大で４５案までこの選定作業で絞り込みを行</p> |
|----------------|--|

| | |
|------------|---|
| | <p>います。</p> <p>つづきまして選定作業②－1、各部会員が選んだ最大45案の校名案について、学校運営部会の部会員の皆さまは各小学校区で5名いらっしゃいますので、この5名で話し合っていていただき、各小学校区で3案を選定していただきます。3小学校区で3案ずつになりますので、重複の可能性はありますが、最大9案までこの選定作業で絞り込みを行います。</p> <p>つづきまして選定作業②－2、こちらは地域投票を行う案②で行う選定作業になります。先ほどの9案で地域投票を行い、その結果を踏まえて再度学校運営部会の各小学校区で2案を選定していただき、最大6案まで絞り込みを行います。</p> <p>最後に、選定作業③、統合準備委員会での選定になります。案①では学校運営部会から報告された9案について、案②では地域投票後に学校運営部会から報告された6案について、統合準備委員会で協議を行い、最終的には委員の投票によって3案まで絞り込みを行い、教育委員会に報告を行います。</p> <p>案①案②ともに、統合準備委員会で3案に絞り込みを行い、教育委員会の定例会で新たな学校名を決定する流れとなります。</p> <p>3ページ下段と4ページの表は、2ページの案①案②の工程表にただいまご説明しました選定作業を反映したものになります。</p> <p>選定作業のスケジュール、選定の方法、地域投票を実施した方が良いかについて、皆さまで協議をお願いいたします。</p> <p>議題（2）の説明は以上となります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、協議事項が1点ございました。前回の会議の際に、校名候補を選定する際に地域投票をする提案がありました。事務局より、案①として投票をしない場合と、案②として投票を行う場合の工程の説明がありましたが、学校運営部会としてどちらにするか協議をしたいと思います。</p> <p>少しお隣同士で話し合っていていただいて、お1人ずつご意見いただきたいと思いますが、事務局よろしいでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、問題ありません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは少しお話ください。</p> |

様 式

| | |
|-----|---|
| | (話し合い) |
| 議長 | それでは藤田小学校区からお願いします。 |
| 部会員 | 藤田小学校区では、地域投票はあまり意味がないのではないかという意見がありました。また、スケジュール的にも難しいという意見がありました。 |
| 議長 | ありがとうございます。つづいて、本庄東小学校区お願いします。個人でもまとめてでも構いません。 |
| 部会員 | 本庄東小学校区は世帯数も児童数も多いので、一番心配されるのは、人数が多い学校の案に票が集まりやすいということです。投票の結果、人数の多い学校中心に決まってしまうという結果になりやすいのかなと思います。偏りを防ぐために、学校運営部会がチェックをして、本庄市の未来性がある名前であったり、本庄市に関連性がある名前を中心に検討した方が良いと思いました。 |
| 部会員 | 案①でも案②でも、すごく丁寧な取り組みだと思います。やはり事務局の見込み通り長引く懸念がある案②については、今後、校章や校歌を決めていくということからも少し厳しいのではないかと思います。 また、先ほどの意見のとおり、やはり集まった票の数はインパクトが出てしまいますので、避けた方が良いと思います。皆さんで話し合っていく案①でお願いしたいと思います。 |
| 部会員 | 校歌の話が出たと思いますが、絞り込みの過程で票が多い名称については、3校ともに思いがあると思いますので、校歌に取り入れても良いのではないかと思います。 |
| 議長 | ありがとうございました。 公募いただいた意見の中から、次の作業の中で活かしていくというご意見をいただいたかと思います。 それでは、仁手小学校区お願いします。 |
| 部会員 | 地域投票については、特色のある学校同士の統合になりますので、学校名を市や代表者で決めてしまうより、広く聞いた方が良いのではないかと考えて提案させていただきました。 しかし、前回の統合準備委員会の協議でも、再度専門部会に戻した方が良いといったご意見がありまして、その際は会議の中で修正事項を協議して済み |

| | |
|---------|---|
| | <p>ましたが、今後同様に統合準備委員会から、専門部会に戻された場合には、スケジュール的に間に合わないと思いますので、理想は案②ではありますが、仁手小学校区も案①が良いという意見になります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは皆さまからのご発言をまとめますと、見通しを考えて案①の方というお声が多かったと思いますが、校名候補の選定については案①で進めることにご意見がまとまったということによろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは異議なしということで、案①で進めさせていただきますのでご承知ください。よろしくお願いたします。</p> <p>つづきまして、議題（３）校名案の募集要項について事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局（松島） | <p>議題（３）校名案の募集要項についてご説明します。資料１の５ページをご覧ください。</p> <p>校名案の募集要項につきましては、前回の会議の際に皆さまにご協議いただき、その後統合準備委員会に報告した内容となります。</p> <p>まず、目的になりますが、本庄東小学校・藤田小学校・仁手小学校の３小学校は、令和１３年４月に統合し、新たな学校の設置を予定しています。本庄東中学校区小学校統合準備委員会では、新たな学校にふさわしい名前を広く募集します。</p> <p>募集期間は、令和８年６月１日月曜日から７月３１日金曜日の必着となります。</p> <p>応募資格は、市内外問わず誰でも応募できます。</p> <p>応募条件は、応募は１人につき１回、漢字、ひらがな、またはカタカナにより表記され、読み書きが容易な名称、児童や地域等の願いや思いが込められた名称、新たな学校としてふさわしい名称の４点としています。</p> <p>応募方法は、電子申請または応募用紙のいずれかとなります。</p> <p>電子申請は応募フォームにアクセスし、必須項目を入力の上、応募になります。</p> <p>応募用紙は応募箱設置場所または市ホームページから応募用紙を取得し、必</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>須項目記入の上、郵送または応募箱に投函して応募になります。</p> <p>校名の決定については、応募された校名案の中から学校運営部会および統合準備委員会で校名候補を選定し、教育委員会で決定する旨を記載しています。</p> <p>今回、新たにその他として、注意事項を6項目記載しています。</p> <p>1 点目、必須項目に記入（入力）のない応募は無効とします。</p> <p>2 点目、応募数の多い校名案を校名候補として決定するものではありません。</p> <p>3 点目、応募にかかる経費は応募者の負担とします。</p> <p>4 点目、応募用紙は返却しません。また、応募者個別に結果を通知しません。</p> <p>5 点目、応募された校名案に関する一切の権利は、本庄市教育委員会に帰属します。</p> <p>6 点目、応募者の個人情報や校名案を募集する目的以外で使用しません。</p> <p>以上6項目につきましては、今回追加したものになりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>つづきまして、応募箱の設置場所については、前回ご確認いただきました6か所になります。本庄市役所4階教育環境整備課、児玉総合支所1階エントランスホール、こちらの受付時間は開庁時間にあわせまして、平日の午前8時30分から午後5時15分までになります。</p> <p>また、本庄公民館、本庄東公民館、藤田公民館、仁手公民館につきましては、午前9時から午後5時までとし、各公民館の館長が出勤する曜日を受付時間としています。</p> <p>募集要項について、事務局より協議していただきたい事項がございます。</p> <p>募集要項の4つ目応募条件をご覧ください。4点目の新たな学校としてふさわしい名称という文言について、前回の統合準備委員会の会議で旧称である本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校の名前で応募することについてご質問がありました。事務局としましては、応募者の思い等で校名案を選定するため、旧称についても制限をすることなく募集を行うと回答しております。</p> <p>その後、事務局で協議をした結果、新たな学校としてふさわしい名称という文言が旧称は新たな学校の名称としてふさわしくないといった誤解を招く</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>可能性があることから、この条件を削除することについて皆さまに協議をお願いしたいと思います。</p> <p>つづきまして、応募用紙等の確認になります。</p> <p>別紙1 応募用紙をご覧ください。</p> <p>氏名と住所を記載していただき、当てはまる年代を選択していただきます。年代は未就学児、小学生、中学生、高校生、その他10代、20～40代こちらは子育て世代を想定しております。50～60代、70歳以上としており、どの層からの応募があったのかを集計する目的で項目を追加しております。</p> <p>加えて、新たな学校の名前と理由等を記入していただく形となっており、すべての項目を必須項目としています。</p> <p>つづきまして、別紙2 電子申請をご覧ください。</p> <p>こちらは2次元コードからアクセスする応募フォームの画面になります。アクセスすると募集要項の画面になりまして、裏面の入力画面に進むようになります。</p> <p>入力する内容は先ほどの応募用紙と同じになりまして、すべて必須項目となっております。</p> <p>つづきまして、別紙3 統合準備委員会だより Vol. 3をご覧ください。</p> <p>こちらは公募の周知目的として6月1日に発行するものになります。表面では校名の募集、募集期間、応募方法について記載し、裏面に募集要項を掲載しています。また、表面下段の校名の決定では、公募から校名の決定まで絞り込みの過程がわかるよう図を挿入しています。地域投票が入るものと入らないもの2種類用意していますが、今回の協議の結果、案①のものを使用する予定となります。</p> <p>つづきまして、別紙4 応募ポスターをご覧ください。こちらは3小学校区以外の幼児教育保育施設に掲示をお願いする予定のポスターとなります。こちらのポスターも地域投票が入るものと入らないもので2種類用意していますが、今回の協議の結果、案①のものを使用する予定となります。</p> <p>資料1の6ページをご覧ください。</p> <p>前回の会議で協議していただいた周知方法になります。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>3 小学校区の地域の皆さまには、別紙3 統合準備委員会だよりを自治会回覧していただきます。</p> <p>小中学校の保護者、こちらは本庄市内すべての公立小中学校になりますが、別紙3 統合準備委員会だよりを保護者連絡メールを活用して学校から送付していただきます。</p> <p>3 小学校区の幼児教育保育施設には別紙3 統合準備委員会だよりを配布していただくよう依頼予定になります。</p> <p>3 小学校区以外の幼児教育保育施設には別紙4 応募ポスターを掲示していただくよう依頼する予定になります。</p> <p>最後に、事務局より協議していただきたい事項がございます。</p> <p>本日追加でお配りしました別紙5をご覧ください。</p> <p>事務局で公募の周知について話し合った際に、小中学校の保護者連絡メールで周知を行った場合に、小学校児童の応募件数が限られてしまうため、3 小学校の児童は学校で応募する機会を設けるのはどうかとなりました。</p> <p>校長先生方に伝えたところ、学校で行う場合、タブレットを活用して行うことが可能ではあるが、1年生はまだ使用が難しいため、紙で準備が必要とのことでしたので、別紙5を作成いたしました。</p> <p>はにぼんの絵がある応募用紙では、1年生を対象とするため、ふりがなをふって、文言も簡単な内容に修正しております。また2年生以上の応募を対象としたタブレットの応募フォームでは、本日は東小のものを例として配布しておりますが、文言は簡単な内容に修正しております。</p> <p>小学生児童が学校で応募をすることから、家庭で保護者と一緒に応募をしてしまうと1人1回の条件に抵触してしまうため、以下の対応を考えています。1点目としまして、保護者連絡メールを送る際に、児童は学校で応募をする旨をメール本文に記載します。</p> <p>2点目としまして、仮に2回応募をしてしまった場合には、応募した学校名が同じ場合は1案として集計し、2回目の応募が違う学校名の場合は無効とさせていただきます。こちらの対応は、小学校児童に限らず、全ての応募で適応させていただきたいと思います。</p> <p>議題(3)校名案の募集要項について説明は以上となります。協議をお願いいたします。</p> |
|--|--|

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ただいま事務局より協議事項が2点ございました。</p> <p>1点目、資料5ページ募集要項の応募条件についての説明でしたが、目的の中にも「新たな学校としてふさわしい名前」の文言がありますので、そこも修正するという意味でよろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。応募条件の「新たな学校としてふさわしい名称」の文言を削除する場合は、目的についても、「新たな学校の名前を広く募集します」と修正することになります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありましたように、応募条件の「新たな学校としてふさわしい名称」の文言について、事務局より旧称で応募する方の制限となる可能性があるとして削除の提案がありました。このことについて、協議を行いたいと思います。周りの方と少しお話しただいて、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> |
| | (話し合い) |
| 議長 | <p>それでは挙手でご発言をお願いいたします。</p> |
| 部会員 | <p>「新たな学校としてふさわしい名称」をこのままにし、(旧称も可能です)という文言を入れるのは可能ですか。</p> |
| 議長 | <p>注釈をつけるという意味でしょうか。</p> |
| 部会員 | <p>新しい学校の場所が本庄東小学校になりますので、部会員や教育委員会の皆さんは理解できると思いますが、他の方からすると、どうしても本庄東小学校に吸収されるという意識が強いと思います。新たな学校ということを明記することで私達が思いつかない角度からの案が出ると思いますし、旧称でも良いことも明記しておいた方がわかりやすいと思います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>注釈をつけるというのはどうでしょうかというご意見いただきました。他にご意見ありましたらお願いいたします。</p> |
| 部会員 | <p>注釈をつけて旧称でも良いとすると、それなら本庄東小学校で良いという安易な考えを持たれてしまうことが懸念されます。応募数で決まるわけではないのですが、安易な考えでの応募があるのではないかという懸念です。</p> |

様 式

| | |
|-----|--|
| 部会員 | <p>注釈は意図というか、我々の思いが入ってしまうので、公募の意味が薄れてしまうと思います。先ほど部会員の方が言われたように、結果として、本庄東小学校が選ばれることは構わないですが、我々が注釈をつけることはどうなのかと考えます。せつかく公募をするので、自由に子どもたちの考えや、地域の方あるいは卒業された方の思いが出てくるようにしたいと思います。変に括弧付をしない方が良いと思いました。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>私は最初に聞いたときに、新たな学校にふさわしいという文言が、旧称がふさわしくないという受け取り方を何故するのかと疑問に思いました。旧称で応募したとしても、その人にとっては新たな学校名として旧称がふさわしいと思ひ、応募していると思うのが正直なところでは。</p> <p>ただ、旧称可と書いてもらえると気楽に書けることはあると思ひます。ふさわしいと言われてしまうと、旧称はどうかと思ひ人も確かにいると思ひます。</p> <p>折衷案として、目的の部分でふさわしいと記載し、応募条件の中に旧称も可と記載することで、皆さんのご意見を取りまとめたものになると思ひのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 部会員 | <p>新でも旧でも可という言い方で募集要項のその他に記載すれば良いと思ひます。</p> |
| 部会員 | <p>最終的には、事務局の説明のとおり、新たな学校の名前を広く募集しますとすることが妥当な気がします。ふさわしいが様々な部分で引っ掛かるというのであれば、新たな学校の名前で問題ない気がします。</p> |
| 事務局 | <p>事務局としましては、皆さんのご意見をお伺いしまして、応募条件のところに旧称可と入れてしまうと、条件に旧称が関係するような誤解を生んでしまいますので、その他のところに旧称も可という趣旨の文言を入れさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>事務局の方から、目的は「新たな学校の名前を広く募集します」に修正し、応募条件の「新たな学校としてふさわしい名称」を残す。その他に「旧称も可」という文言を入れるという案が出ました。</p> <p>皆さんのご意見を聞かせください。</p> |
| 部会員 | <p>応募条件にも「ふさわしい」という文言があるので、「ふさわしい」という</p> |

| | |
|-----|---|
| | 言葉が気になるのであれば、どちらも消すか、消さないかになると思います。 |
| 事務局 | 両方の「ふさわしい」という文言を取った方が良いのではないかとのご意見をいただいたところですが、学校の名称を広く募集する目的がございまして、その応募条件として「新たな学校としてふさわしい名称」と記載したいと考えます。両方の「ふさわしい」とってしまいますと、新たな学校でどんな名称を募集するのか、わかりづらくなってしまいますので、応募条件としては残すか、もしくは同じということでしたら目的の中でもふさわしいというものを残すことも可能であると考えます。 |
| 部会員 | 最初の論点が、旧学校名を応募してきた場合に、それがふさわしくないのではないかとということが争点だったと思います。本庄東小、藤田小、仁手小が良いという気持ちであれば旧称で応募しても良いのではないかと議長が話をしていましたが、応募した方がその学校名がふさわしいと思っていれば、旧称でも良いということなので、あえて書かなくても良いのではないかと思います。「ふさわしい」は残したまま旧称のことには触れず、こちらで選別をする形で良いのではないかと思います。 |
| 部会員 | 仁手小、藤田小、本庄東小が良いと強い思いを持っていても、変えなきゃいけないのではないかと思いますので、書けない方もいると思いますので、新旧可と記載しておくことは親切なのではないかと思いました。 |
| 議長 | ありがとうございます。 確かに、私も児童にアンケートを書いてもらうときに、想定外の質問をされることがあります。そこを説明しなければいけなかったと思うことが多分にありますので、書いておいた方が、皆さんの様々な思いを汲んで決めたいということをお伝えできると思います。 |
| 部会員 | その他の2つ目「応募数の多い校名案を校名候補として決定するものではありません」の後に括弧書きで旧称でも可といれてあげたら良いと思います。いずれにしても、目的は新しい学校名ですので、あまりこだわらずに、旧称のことを入れるのであれば、その他が良いと思います。 |
| 部会員 | 「ふさわしい」という言葉が引っ掛かるのであれば、何か違った文言がないでしょうか。 |
| 議長 | 私も最初に「ふさわしい」と聞いたときに、なぜ引っ掛かるのかと思いましたが、これまでの話し合いを考えると、確かに「ふさわしくない」と受け取る方もいると思いましたので、「ふさわしくない」と思わないように、みん |

様 式

| | |
|-----|---|
| | <p>なの思いを制限なく応募して良いと思ってもらえる募集要項になればと思います。その論点で、「ふさわしい」を入れるか、否かになると思います。</p> |
| 部会員 | <p>単純に「ふさわしい」を取ってしまって「新たな校名を広く募集します」とするのはどうでしょうか。</p> |
| 部会員 | <p>事務局は、目的の「ふさわしい」は削除し、応募条件の「ふさわしい」を残すと言っていた気がするのですが、その対応はいかがでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>話し合いの中で、両方残すか残さないかというご意見があったと思います。目的の「ふさわしい」を消して、応募条件の「ふさわしい」という文言を残せば、どちらの意見も活かせると思いますが、両方消した方が良いというご意見もありました。</p> |
| 部会員 | <p>「ふさわしい」という文言が気になる方は、どちらのふさわしいも気になるのではないかと考えて意見をしました。</p> |
| 部会員 | <p>先ほどの、その他の2つ目「応募数の多い校名案を、校名候補として決定するものではありません。」の後に括弧を入れて「旧校名使用可」の文言を入れてしまうと、応募数が多いと思われる本庄東小地域に対して申し訳ないと思いますので、その他の欄にもう1項目を丁寧に入れた方が、良いと思います。</p> |
| 議長 | <p>たくさんのご意見をありがとうございます。</p> <p>まとめますと、まず目的の「ふさわしい」を消して「新たな学校の名前を広く募集します。」という言い方でよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>次に、応募条件の「新たな学校としてふさわしい名称」の部分ですが、条件として、残しても良いと思います。ふざけた名前をつけないでほしいという意味に取れると思いますので、残すことでよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>つづきまして、その他の欄に、「旧名称も可とします。」という文言を一つ増やすことでよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは十分な協議をありがとうございました。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 事務局は別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 に関しましても、修正をお願いします。 |
| 事務局 | はい。 1 点、「旧称も可」という文言につきまして、今はまだ学校がありますので、旧称という表現については、事務局の方で検討させていただいて後日報告させていただきます。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | それでは 2 つ目の協議事項に移ります。 別紙 5 をお願いします。小学生用の応募用紙になります。事務局より 1 点目として児童は学校で応募すること、2 点目として 2 回応募した場合への対応となります。 各小学校で保護者連絡メールを使っていますが、保護者に向けて公募のお知らせをする際に児童は学校で応募することを伝えます。家庭で児童が応募してしまうと、2 回目の応募となってしまいますが、名前を明記しているので、同じ人が 2 回応募しているということは、事務局で把握できます。2 回応募した場合に、同じ校名案であれば、1 案として集計し、違う校名案であれば 2 つとも無効とするということの提案がありました。こちらについて協議をお願いしたいと思います。ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。 |
| 部会員 | 保護者は児童がいつ学校で応募したのかわかりませんので、うっかり家でも応募してしまうこともあると思います。その場合に、学校で行った意見を優先して、家庭での意見は無効にはできませんか。 |
| 議長 | 保護者に連絡メールを送る際に、学校で子どもたちには募集をさせましたという注意喚起をしてから、保護者に新しい校名の公募をかける手順の説明が事務局からありました。 子どもが帰宅後、学校ではこう書いたけど、やっぱり別の校名案を思いついた場合に、同じ子どもの名前で再度応募してしまうと 2 つの案がどちらも無効になってしまう、といった点についてお話していただければと思います。 子どもたちに学校で募集させる際、保護者の方にも応募のお知らせをしているけど、家に帰って新しい考えを思いついても、子どもの名前では応募できない旨の説明をしておき、仮に応募する際は保護者の名前で登録するように指導をすることは可能です。 |

様 式

| | |
|-----|--|
| | この流れで説明をしていけば、同じ名前子どもが2つの案を応募することはなくなると思いますが、2回応募すると無効になるという言い方は子どもにとっては怖い言い方の気がします。 |
| 部会員 | 応募条件の「応募は1人につき1回」に括弧で2回目以降は無効にすると記載してはいかがでしょうか。 |
| 議長 | 応募条件に2回目以降の意見は無効とすることを記載するご意見をいただきました。 また、2回目以降はすべて無効で良いのか、2回以上応募した人は無効とするのかですが、事務局は、これが1回目でこれが2回目と判別できますか。 |
| 事務局 | 判別できません。 |
| 議長 | そのため2回目以降は無効とするという考え方でよろしいですか。 |
| 事務局 | 判別できませんので、違う校名案の場合は無効とする対応とするところがあります。これは児童だけではなく、一般の方も含めて応募は1人1回なので、2回応募があった場合は同じ校名案であれば1回で集計しますが、2案ある場合はそれぞれ無効にしたいと考えます。 電子申請の場合はログを追うことでわかるかもしれませんが、応募用紙では順番は全く分かりません。 |
| 議長 | 作業手順として難しいので、1人1回の応募で2案応募があった場合の対応は、一般の方も含めてそのような対応でよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 2案を応募すると無効となる問いかけですが、応募条件として「応募は1人につき1回のみ」と入れた方がよろしいでしょうか。 |
| 部会員 | 1回限りで良いと思います。 |
| 議長 | 1人につき1回限りということで、事務局は進めていただければと思います。他に何かご意見等ありますでしょうか。 |
| 事務局 | 確認ですが、児童が学校で応募する際に、応募は1人につき1回と学校が児童にご案内をして、もし家に帰って別の校名案にしたい場合は、保護者と相談をして、保護者のお名前で応募することもできますとご案内をしていただけるとのことでしょうか。 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>【別紙5】の児童用の応募用紙やフォームに応募は1人につき1回の文言を入れてもらえば、教員が読みながら、指導を忘れないで済むと思います。あわせて、【別紙5】のびったりの名前の部分がありますので、先ほどの協議結果に基づいて修正をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>先ほどの確認について訂正させていただきますが、1人につき1回の応募になりますので、親の名前で応募すれば良いといった指導ではなく、1人につき1回という指導を児童にさせていただくようお願いします。</p> |
| 議長 | <p>応募用紙等に1人1回の文言は入れていただけるということでよろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>応募用紙等に1人1回の文言を入れさせていただきますので、それによって説明をしていただくことでお願いしたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>「1人1回」を応募用紙の中に入れていただくこと、それから2つ目の案がある場合に保護者の名前で応募してもよいといった指導はしない方向でやっていければと思います。事務局は修正して進めてください。</p> <p>続きまして、議題（4）「その他について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>本日はその他の議題はございません。</p> |
| 議長 | <p>それでは、本日の議題は終了となります。事務局は本日の協議結果を反映して、統合準備委員会に報告をお願いします。</p> <p>部会員の皆さま、スムーズな会議の進行にご協力いただきありがとうございました。事務局に進行をお返しします。</p> |
| 事務局 | <p>慎重なご協議、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました高月部会長にお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の4番「事務連絡」について、事務局から説明いたします。</p> <p>事務局より連絡が3点ございます。</p> <p>まず、1点目といたしまして、本日議題（3）で協議いただいた公募の内容について、5月7日の統合準備委員会を経て、6月1日より新たな学校の名前の公募を実施いたします。公募の周知に関しまして、学校長や自治会長の皆さまにはお手数お掛けしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、2点目といたしまして、本日の会議の会議録の案につきまして、事務</p> |

様 式

| | |
|--|---|
| | <p>局で作成が完了次第、部会員の皆さまに送付させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、3点目といたしまして、次回の学校運営部会は9月の開催を予定しております。会議の日程が決まり次第、部会員の皆さまにご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡は以上です。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第3回学校運営部会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。</p> |
|--|---|